

渋川市告示第 2 0 号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）第 1 4 条第 1 項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 2 8 年国土交通省令第 5 号）第 1 0 条の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

渋川市長 高 木 勉

- 1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 1 条第 1 項及び第 2 項並びに第 1 2 条第 2 項及び第 3 項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部

- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日
令和 3 年 4 月 1 日